



備えあれば憂いなし 北筋地区で避難訓練を実施

地区ごとに結成されている「自主防災組織」。北筋地区自主防災組織では、10月2日（日）に大規模地震発生を想定して避難訓練を実施しました。班ごとに一時避難場所に集合した後、有田中央高校に避難し、関係各機関から防災に関する説明がありました。

今回の避難訓練では187世帯338人が参加。各家庭から一時避難場所と有田中央高校までの道順を確認しながら、家族で避難する姿が多く見られたほか、玄関先に黄色い旗を設置してくれている家も目につきました。

近い将来、起こるとされている大地震。避難訓練などを機に、家庭でも災害について考えていただければと思います。

写真上：有田中央高校へ向かう住民の皆さま。日曜日の朝だったこともあり、幅広い年代の方にご参加いただきました。

写真下：黄色い旗をお持ちでなかった方に手渡し。

有田川防災まちづくり vol.11

罹災証明書の発行

～家屋などが被災したら、証明書を発行します！～

問い合わせ／吉備庁舎総務課



被害の程度を証明するもの

罹災証明書は、地震や風水害などの災害によって家が被災した場合、被害の程度を市区町村長が証明するものです。

● どんな時に必要？

- ・ 災害保険金の支払いを請求するとき
- ・ 給付金、融資、災害義援金の受給をするとき
- ・ 税金などの支払い猶予や減免をするとき など

● 申請の時期

被災してから修繕するまで。
原則被災後10日以内。

※被災状況を確認させていただくため、早めの申請をお願いします！

● 申請先

在宅地の市区町村。
有田川町の場合、吉備庁舎総務課へ。

● 申請者

その建物などの所有者

● 申請に必要なもの

- ・ 被災状況が分かる写真（2～3枚）
- ・ 印鑑
- ・ 手数料（200円）